

午後 3 時 00 分 開会

議長 ただいまの出席委員は 12 人中 10 名です。定足数に達しております。第 16 回新城市農業委員会を開会します。

日程第 1 の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。  
(異議なし)

議長 異議ないものと認め指名いたします。  
3 番委員、4 番委員 にお願ひします。  
次に、日程第 2 の議案の審議を行います。

議長 はじめに、第 72 号議案の農地法第 3 条の規定による許可申請書に対する許可の決定について上程します。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、第 72 号議案について説明いたします。議案書 2 ページをご覧ください。所有権移転 10 件です。お手元の「農地法第 3 条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3 ページをご覧ください。

申請番号 1 番と 2 番は農地の交換のため、無償譲渡により所有権移転するものです。

申請番号 1 番

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は 25 年で、年間従事予定日数は 100 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 5,357.9 m<sup>2</sup>です。権利取得後は、果樹の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 2 番

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は 5 年で、年間従事予定日数は 100 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 885 m<sup>2</sup>です。権利取得後は、果樹の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 3 番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。  
農業従事者は、本人と妻がおり、農作業歴は 10 年・5 年、年間従事予定日数は 150 日・100 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の移住予定地から徒歩で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 682 m<sup>2</sup>です。権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 4 番

譲受人の親戚の農地を引き継ぐため、無償譲渡により所有権移転するものです。  
農業従事者は、本人と父がおり、農作業歴は共に 25 年・50 年、年間従事予定日数は 150 日・150 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 252 m<sup>2</sup>です。権利取得後は、柿の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 5 番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。  
農業従事者は、本人・夫がおり、農作業歴は共に2年、年間従事予定日数は120日・200日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は297㎡です。権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。  
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

#### 申請番号6番

譲受人の姉の農地を引き継ぐため、無償譲渡により所有権移転するものです。  
農業従事者は、本人がおり、農作業歴は40年、年間従事予定日数は250日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は16,542.90㎡です。権利取得後は、栗・茄子・水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。  
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

#### 申請番号7番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。  
農業従事者は、本人がおり、農作業歴は3年、年間従事予定日数は150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は174.26㎡です。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。  
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

#### 申請番号8番

譲受人の経営規模拡大ため、売買により所有権移転するものです。  
農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴はともに6年、年間従事予定日数は120日・200日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は4,666.11㎡です。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。  
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

#### 申請番号9番

譲受人の経営規模拡大ため、売買により所有権移転するものです。  
農業従事者は、本人・父・母がおり、農作業歴は35年・68年・64年、年間従事予定日数は300日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は9,649.㎡です。権利取得後は、花卉の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。  
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

#### 申請番号10番

譲受人の経営規模拡大ため、売買により所有権移転するものです。  
農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は47年・35年、年間従事予定日数は150日・100日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は4,966.㎡です。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。  
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。  
以上、申請番号1番から10番について、許可することを原案といたします。  
第72号議案の説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。  
担当地区委員は何か補足等ございませんか。  
補足等もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、発言のある方は挙手をお願い

	いします。
推進委員	申請番号1番、譲渡人は持ち分3分の2とのことであるが、今回の譲受人が残り3分の1の所有権を持っているということでのいいのか。
事務局	そのとおりです。
議長	それでは、採決を取りたいと思います。第72号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第73号議案の農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	第73号議案について説明させていただきます。議案書6ページをご覧ください。転用1件です。議案書7ページをご覧ください。  番号1番。申請者、申請地記載のとおり。 申請地を駐車場用地として転用するものです。 農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、店舗駐車場としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。排水方法や被害防除計画は適切であり、他法令も調整中であるため、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。  以上、第73号議案1件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご意見等もないようです。採決を取りたいと思います。 第73号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第74号議案の農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	第74号議案について説明させていただきます。議案書8ページをご覧ください。所有権移転8件です。議案書10ページをお開きください。それぞれの申請者、申請地についてはご覧のとおりとなります。  申請番号1番。売買により、駐車場・進入路へ転用するものです。農地法の許可を得ずに駐車場として利用していたことから、始末書が添付されております。 農地区分は、区分表の第3種農地③「住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施

設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地」と判断しました。3種農地ですので、許可ができるものとなります。

次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、駐車場・進入路としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地への影響はないものと思われま

申請番号2番と3番について、同一事業者による同一事由の転用申請であるため、一括にて説明をさせていただきます。

申請番号2番、3番。それぞれ売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。農地区分は、どちらの農地も区分表の第2種農地③と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、浸透側溝を設置し、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であり、新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例による届出書が提出されています。こちらは、国の固定価格買取制度を利用しないノンフィット案件ですが、経産省より小売電気事業者認定された事業者との売電契約が締結なされています。以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま

申請番号4番。売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。農地区分ですが、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。いずれの案件も「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、土堰堤を設置し、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であり、新城市太陽光発電設備の設置手続に関する条例による届出書が提出されています。こちらは、経済産業省から再生可能エネルギー発電事業計画の認定をうけているものです。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま

申請番号5番。譲渡により、分家住宅へ転用するものです。

農地区分は、区分表の第2種農地③と判断しました「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は借入金で賄う計画で、融資についての調整中であると金融機関担当者の押印がなされた書面が添付されています。排水方法や被害防除計画は適切であり、他法令も調整中であるため、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま

申請番号6番。売買により、住宅敷地へ転用するものです。

農地区分は、区分表の第3種農地③と判断しました。3種農地ですので、許可ができるものとなります。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額借入金で金融機関の審査結果通知書が添付されています。排水方法や被害防除計画は適切であり、他法令も調整中であるため、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま

※当該地域は調整区域ではあるが、県条例によって住宅等が建築できる地域として指定されている。

申請番号7番。譲渡により、作業敷地へ転用するものです。

農地区分は、区分表の第3種農地③と判断しました。3種農地ですので、許可ができるものとなります。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画ですが、全額自己資金で賄う計画で排水方法や被害防除計画は適切であり、他法令も調整中であるため、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま

申請番号8番。売買により、駐車場として転用するものです。

農地区分は、区分表の第2種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね10ha

	<p>未満である農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で賄う計画で残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、周囲に側溝を設け、雨水枡や浸透井を設置し、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。や被害防除計画は適切であり、他法令も調整中であるため、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。</p> <p>以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。</p> <p>以上、第号議案8件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 議案の説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>ご意見等もないようです。採決を取りたいと思います。 第74号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>つづいて、第75号議案の改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による利用集積計画案に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第75号議案について説明させていただきます。 改正前農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。 使用貸借権設定51件、賃借権設定30件であり、そのうち40件が新規設定です。 議案書12ページをご覧ください。 新城地区での新規設定は計3件です。 (議案のとおり説明。)</p> <p>申請番号4番から24番は更新案件です。 議案書16ページをご覧ください。 鳳来地区での新規設定は計7件です。 (議案書のとおり説明。)</p> <p>申請番号32番から49番は更新案件です。 つづいて、申請番号50番から81番は中間管理事業による転貸の案件であり、56番から81番は西田原地区圃場整備事業の対象地ですべて新規設定の案件です。 (議案書のとおり説明。)</p> <p>申請番号54番と55番は更新案件です。</p>
事務局	<p>以上、番号1番から81番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第75号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議長	<p>ただいまから、質疑に入りますが、本議案の番号1番18番、19番について、委員が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限を受けますので、議事参与の制限を受ける案件以外の番号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>

委員	作手地区で土地改良事業を行うということですか？
事務局	そうです。中間管理機構の設定が土地改良事業の要件となっているためです。
委員	わかりました。
推進委員	議案書 34 ページについてですが、現況地目が畑になっているにもかかわらず水稻を行うということですが、どういうことでしょうか。
事務局	農地台帳に登載されている現況地目を議案に掲載しています。農地の現在の状況と乖離があるのは、圃場整備をするために中間管理権を設定するので、今後の農地の状況は圃場整備後に田に変わるものであります。
推進委員	開田ということになりますか？
事務局	土地改良事業として農地を整備するので、そのことに対しては問題ないと考えております。
議長	では、採決を取りたいと思います。
議長	議事参与を受ける案件以外の番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、該当番号については、原案のとおり決定いたします。
議長	続いて、番号 1 番、18 番、19 番になります。ここで委員には、一時退室をお願いします。
議長	(委員退室) 委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議長	該当番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、該当番号については原案のとおり決定いたします。
議長	事務局は、委員を入室させてください。 (委員入室・着席)
議長	つづいて、第 76 号議案の農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは第 76 号議案について説明させていただきます。議案書 41 ページをご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案です。 賃借又は使用貸借による権利の移転（耕作者の変更）1 件です。議案書 42 ページをご覧ください。 (議案書のとおり説明。) 以上、番号 1 番につきましては農用地利用集積等促進計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規程に適合しており、賃貸借権の設定等を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第 76 号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。以上で説明を終わります。

議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご意見等もないようです。採決を取りたいと思います。 第76号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第77号議案の土地改良事業計画（維持管理事業計画）の変更に係る事業参加 申し出に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それではご議案書43ページをご覧ください。 第77号議案「土地改良事業計画（維持管理事業計画）の変更に係る事業参加の申し出につ いて」です。 資料については、別添の資料をご覧ください。 地権者1名より、作手田原地区で土地改良事業参加するために、土地改良法3条第1項 第2号の規定に基づく申出がありました。 当該管内にて、賃借権が結ばれた農地については、耕作者が土地改良事業に対し、意見を 述べる権利があるとされています。 今回の申出は、土地改良事業に対して意見を述べる権利を耕作者から地権者へ移したいと いうものでございます。 表の右側、旧資格者が現在の耕作者、表の左側、新資格者が地権者になります。 なお、耕作者と地権者の中で話はできているとのことであり、土地改良事業を進めるに あたり、特段の支障はないものと思われることから、第77号議案につきましては、許可 することを原案といたします。  以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご意見等もないようです。採決を取りたいと思います。 第77号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第78号議案の新城市農業委員会の農業委員会委員の辞任に対する同意につ いて上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、第78号議案「新城市農業委員会の農業委員会委員の辞任に対する同意について」 説明します。辞任願いが1件です。  議案書の44ページ、45ページをご覧ください。 新城市農業委員会委員の辞任について、新城市長より、新城市農業委員会委員の辞任に対 して諮問がありましたので、議案とさせていただきます。

令和7年1月9日付けで新城市農業委員会委員の■■委員から新城市長宛てに辞任届が提出されました。辞任の理由につきましては、一身上の都合により、農業委員会委員の活動を十分に行えないことから申出をされています。

農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により、委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができることとされていることから、今回総会において農業委員会の意見を求めるものです。

■■委員の辞任については、現在、介護が必要な状況であり、今まで通り農業委員会委員としての活動を続けることは困難であると判断されるため、辞任することはやむを得ないものと考えられますので、辞任について同意するを原案といたします。

以上で第78号議案の説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。  
担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議長

補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いします。

議長

ご意見等もないようです。採決を取りたいと思います。  
第78号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成多数)

議長

賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。

議長

つづいて、第79号議案の目標地図について上程します。  
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第79号議案「目標地図について」説明します。  
農業委員会にて作成することとされている「目標地図」の素案につきまして、これまでに農業委員さん、推進委員さんのご尽力をいただき、元データの作成はおおむね調整ができてまいりました。  
本日、議案としてあげさせていただきましたのは、目標地図の表示方法について決めていただきたいというものになります。  
案としまして、資料をお配りさせていただいております。こちらは、作手菅沼地区を例として作成したものになります。急ぎで作成をしたため、地図の中央やや下の部分に航空写真の提供元のロゴが載ってしまっている部分や、地図と凡例の位置やバランスが悪い部分がありますが、こちらはもっと見やすいように調整をさせていただきます。皆様に特にご意見をいただきたい部分としましては、地図上の色分けになります。耕作者ごとに色を分けるということも考えましたが、地区によっては何百名も耕作者がいる地区もあり、見分けが付かなくなってしまうこと等を考え、事務局からの提案としましては、「認定農業者と新規就農者」については、人ごとに色分けをし、加えて、認定農業者等でなくても地域で精力的に農業を営まれている方もいらっしゃるのので、昔の農地法の定めにあつた下限面積を参考に50アールを境として、赤色と黄色で色分けをしています。また、担い手を探している農地については白色で表しています。  
以上の色分けにて、目標地図の素案作成を進めてよいか、農業委員会のご意見を求めるものです。

以上で第79号議案の説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。  
担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議長

補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手をお願いします。

議長

ご意見等もないようです。採決を取りたいと思います。



	<p>第 77 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。  それでは、そのように目標地図の素案作成を進めてまいります。  次回、2月の総会にて、目標地図の素案を担当地区ごとにお配りさせていただき、議案にて素案の決定を図らせていただく予定をしておりますのでよろしくお願いいたします。  併せて、市が作成する地域計画についても農業委員会の同意が必要となることから2月の総会にて議案にあげさせていただく予定となっております。  本日、総会後に地域計画案についてのご説明がありますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。</p>
議長	<p>(議案書のとおり説明)</p>
議長	<p>説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
議長	<p>ご意見等ないようです。 これらは報告案件でございますので、ご了解をいただきたいと存じます。</p>
議長	<p>以上をもちまして、第 16 回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。</p>